

川崎市科学教育アドバイザー設置要綱

(目 的)

第1条 学習指導要領の改訂の中で科学に関する基礎的素養の向上が喫緊の課題となっており、この課題解決に向けて学校教育における科学教育の充実を図り、子どもたちに「生きる力」を育む学習環境づくりを推進することを目的として、川崎市科学教育アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(身 分)

第2条 アドバイザーの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する顧問として委嘱する非常勤職員とする。

(委 嘱)

第3条 アドバイザーは、教育に関する非常に高い見識を持った学識経験者等の専門家のうちから教育長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、原則として1年以内とする。

(解 嘱)

第4条 教育長は、任用期間中であっても、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身に故障のため、その職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(職 務)

第5条 アドバイザーの職務は、次に掲げるものとし、必要に応じ適宜行うものとする。

- (1) 学習指導要領の改正の趣旨を踏まえて科学教育に関する指導・助言に関すること。
- (2) 学校教職員の理科教育等における資質向上を図ることを目的とする指導・助言に関すること。
- (3) 児童生徒の理科・科学への理解・関心を高めるための指導・助言に関すること。
- (4) その他職務に必要なこと。

(報 酬)

第6条 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）の規定に基づき、アドバイザーに報酬を支給する。

2 前項の報酬は日額とし、その額は別表のとおりとする。

(庶 務)

第7条 アドバイザーに関する事務は、教育委員会総合教育センターカリキュラムセンターにおいて処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるものの他、アドバイザーに必要な事項は、教育長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

報 酬 額	日額 28,000円
-------	------------